

令和３年度 第２回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和４年３月７日（月）午後３時
オンライン会議

１ 開会

２ 議事

- (1) 産業廃棄物処理指導に係る令和４年度の取組計画について【資料１～３】
- (2) その他

３ 閉会

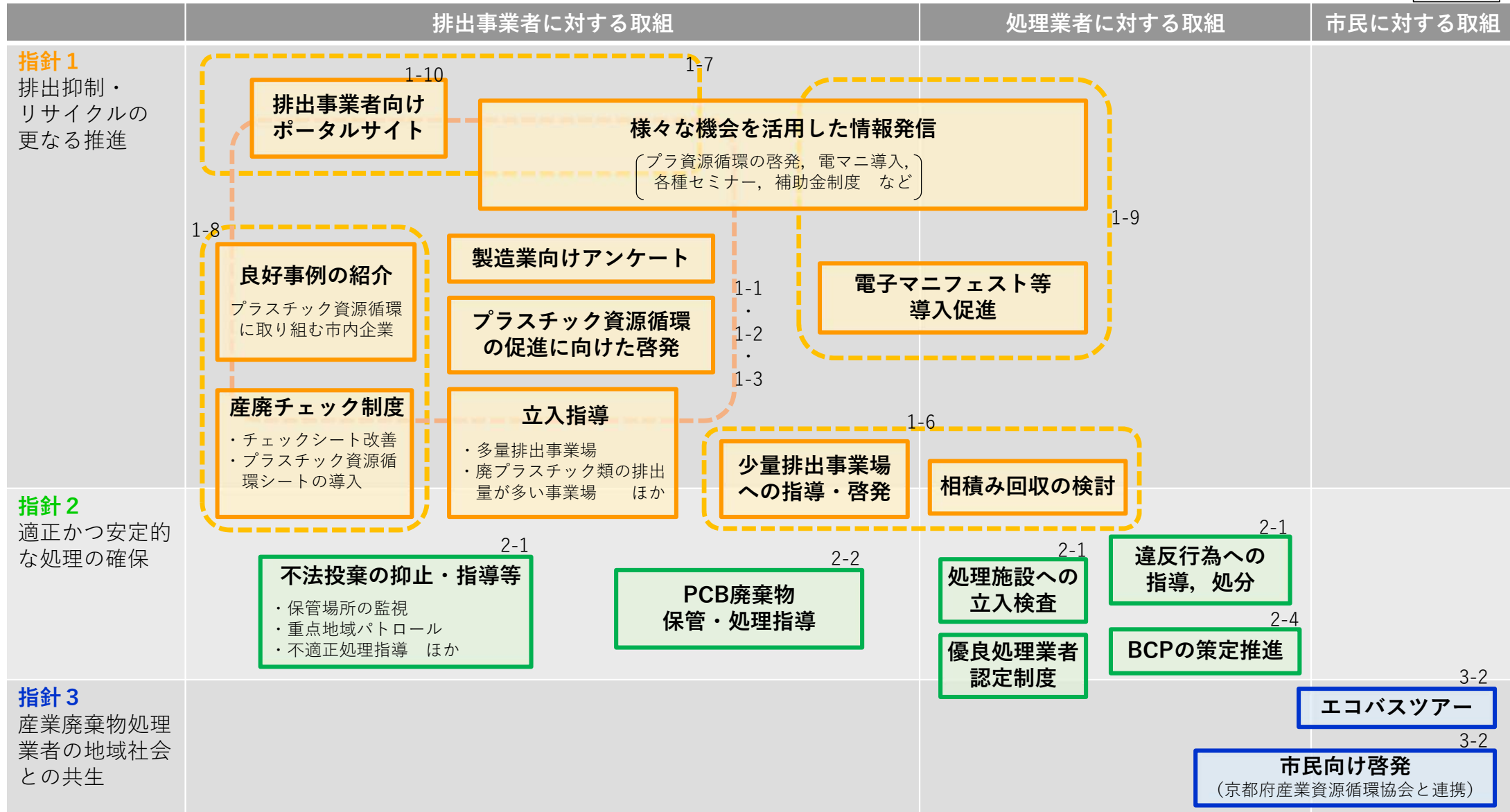
○ 会議資料

- 資料１ 産業廃棄物処理指導に係る取組計画の体系図（令和４年度）
- 資料２ 産業廃棄物処理指導に係る令和４年度の取組計画について
- 資料３ プラスチック資源循環法に係る本市の取組の体系図（令和４年度）

- 別紙１ 京都市産業廃棄物処理指導指針の概要
- 別紙２ 京都市産業廃棄物処理指導指針

産業廃棄物処理指導に係る取組計画の体系図（令和４年度）

資料 1



産業廃棄物処理指導に係る令和4年度 of 取組計画について

1 排出事業者に対する取組

(1) 排出事業者に対する指導・啓発

関連する
指針の番号

ア 立入指導

多量排出事業場、産廃処理・3R等優良事業場認定制度（産廃チェック制度）に係る優良認定申請事業場、建設リサイクル法に係る届出現場などへの立入りを通じ、適正処理と3Rの推進について指導する。

令和4年度は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）の施行を踏まえ、廃プラスチック類を多く排出する事業場等を抽出し、効果的な立入指導の実施に努めるほか、廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた積極的な対応を促すなど、働き掛けを強化する。

【令和4年度の取組】

- 多量排出事業場に対する定期的な立入指導の実施（回数の増）＜改善＞
- 産廃チェック制度の「産廃処理・3R優良事業場」の認定申請のあった事業場に対する立入指導の実施＜継続＞
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事の現場に対する立入指導の実施＜継続＞
- 廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導の実施＜新規＞ 1-1 1-2 1-3
- プラスチック資源循環促進法の指針に即した廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた指導及び啓発＜改善＞ 1-1 1-2 1-3

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末現在)	令和4年度 (見込・計画)
多量排出事業場	4	4	2	10
産廃処理・3R優良事業場認定申請事業場	10	10	18	20
建設リサイクル法届出現場	55	47	33	50
廃プラスチック類を多く排出する事業場＜新規＞	—	—	—	20
地下工作物存置届出現場	37	29	21	30

イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 2-1

不法投棄等の発生を防止するため、事業場外保管用地、重点監視地域等のパトロールを行うとともに、不適正処理事案に対する調査及び指導、悪質な事業者に対する改善命令等の対応をする。

【令和4年度の取組】

- 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視＜継続＞
- 重点監視地域に対する定期的なパトロールの実施＜継続＞

- 大岩街道周辺地域での監視パトロール，立入指導等の実施 <継続>
- 関係機関との連携による路上検問の実施 <継続>
- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査 <継続>
- 不適正処理に対する指導等 <継続>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末現在)	令和4年度 (計画)
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週 7回	週 7回	週 6回	週 6回
	立入指導件数	13	12	12	(注3)
	一斉立入指導回数	1	1	1	1
路上検問回数		2	1	1	1
クリーンセンター 搬入ごみ検査	調査回数 (検査台数)	163 (370)	149 (285)	109 (258)	週 3~4回
	指導件数(注2)	191	245	205	(注3)
不適正処理事案への指導件数		93	119	108	(注3)

注1 監視パトロールは，委託業者による監視（平日早朝及び休日を含む。）を含む。

2 クリーンセンター搬入ごみ検査では，搬入車両1台の検査につき複数件の指導を行うことがあるため，指導件数が検査台数を上回ることがある。また，指導件数には，産業廃棄物関係以外の指導（一般廃棄物の搬入不適物等）も含む。

3 違反があった場合に行う指導については，計画件数は計上していない。

備考 重点監視地域のパトロールは，地域に応じ，月1～4回程度実施するほか，消防ヘリによる空中監視（年4回）を行っている。

ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

(ア) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

本市区域内の高濃度PCB廃棄物については，JESCO及び環境省と連携し，適正処理に向けて指導してきた結果，令和3年度中に処理が完了する見通しである（安定器等の継続保管分を除く。）。

【令和4年度の取組】

- 高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合の適正な保管及び処分に向けた対応 <継続>

(イ) 低濃度PCB廃棄物に対する取組

令和9年3月末の処分期限に向けて，国の動向を踏まえた取組を行う。

【令和4年度の取組】

- 国に対する期限内処理に向けた広報及び制度拡充等の要望 <継続>
- 低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対する届出の提出及び適正な保管に係る指導並びに立入検査の実施 <継続>

エ 電子マニフェスト及び電子契約の導入促進 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため，公共工事における電子マニフェストの利用促進を図るとともに，排出事業者への啓発を行う。

【令和4年度の取組】

- 京都市発注工事における電子マニフェストの利用の促進（京都市建設リサイクルガイドライン（注）への追加） ＜改善＞

注 京都市発注工事の各段階における建設副産物のリサイクル推進のために実施すべき事項を示した指針

- （公財）日本産業廃棄物処理センターの説明会に関する情報提供（PRの強化） ＜改善＞

オ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

産業廃棄物の排出量が少ない事業場に対し、一般廃棄物との分別、適正処理及びリサイクルを推進するための指導、啓発を行う。

【令和4年度の取組】

- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査 ＜継続＞（再掲）
- 適正処理についての指導啓発 ＜継続＞

(2) 排出事業者による自主的な取組の促進 （共通） 1-1 1-2 1-3

ア 産廃チェック制度の実施 1-8

排出事業者の自己点検及び改善を支援するとともに、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進に向けた排出事業者の意識の向上を図るための制度（産廃チェック制度）を引き続き実施する。

令和4年度は、過去の事例で誤りの多かったポイントについて、排出事業者がチェックシートを用いて自己点検をする際に自主的に是正することができるよう、イラストや具体例を示すなどの改善をするほか、プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、排出事業者が自らの廃プラスチック類の排出状況や処分の状況を確認し、排出抑制等の取組を検討することができる点検シートを新たに作成することで、プラスチックの資源循環に係る排出事業者の意識の向上や取組の促進を図る。

【令和4年度の取組】

- より分かりやすく、自主的な改善につなげやすいチェックシートへの改善 ＜改善＞
- プラスチック資源循環の観点による点検シートの導入 ＜改善＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (目標)
優良品事業場認定申請 件数（認定件数）	10 (10)	10 (10)	18 (15)	20

イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 1-8

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別やマテリアルリサイクル等に係る取組の良好事例を取材した動画を制作し、京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」で紹介する（令和3年度に試行実施。令和4年度以降も継続）。

【令和4年度の取組】

- 良好事例の発掘，取材及び動画制作（年2件程度） ＜継続＞

(3) 排出事業者に対する情報提供等

ア 排出事業者向け総合ポータルサイトの構築 ＜新規＞ 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

排出事業者が，廃棄物関係法令の改正や関連通知等の情報，適正処理やリサイクルに関する情報，講習会など排出事業者への支援施策に関する情報，産業廃棄物処理業者に関する情報などを容易に入手することができるポータルサイトを設置する。

イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導，啓発に加え，立入指導や産廃チェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して，（一社）京都府産業廃棄物3R支援センター等とも連携し，排出事業者に有益な情報を提供する。

【令和4年度の取組】

- 産廃チェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供の充実 ＜改善＞
- 冊子等を活用した指導・啓発の実施 ＜継続＞

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック
- ・ いち，に，さんばい！（小中学生向け）
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット

※ その他，環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 講習会，社内研修，「京都市政出前トーク」等への講師派遣（PRの強化） ＜改善＞

(4) 製造業向けアンケートの実施 ＜新規＞ 1-1 1-2 1-3

本市における廃プラスチック類の排出量が多く，プラスチック資源循環促進法の施行により，同法が求める環境配慮設計や代替素材の利用，リサイクルの推進などへの対応をより求められる製造業者に対し，同法への対応状況や，廃プラスチック類の排出，リサイクル等の現状，プラスチックの資源循環に向けた課題などについてのアンケート調査を行い，今後のプラスチック資源循環に係る施策の検討に活用する。

2 産業廃棄物処理業者に対する取組

(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）による適正な処理と良好な処理環境を確保するとともに，廃棄物処理の高度化，新たな処理技術の研究や開発，排出事業者への助言など，排出事業者と連携して循環型社会の形成に寄与する優良な処理業者の育成を図る。

ア 法令に基づく指導監督

【令和4年度の取組】

- 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査 <継続> 2-1
- 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分 <継続> 2-1
- 優良産廃処理業者認定制度の運用 <継続>

【産業廃棄物処理施設への立入検査】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末現在)	令和4年度 (計画)
中間処理・積替保管施設	53件/全87件 (延べ68回)	42件/全86件 (延べ48回)	27件/全86件 (延べ31回)	30件/全85件
自己処理施設	1件	2件	1件	1件
ダイオキシン類の行政検査	2件	2件	2件	2件
法に基づく定期検査	—	—	1件	1件

イ 優良な処理業者の育成に向けた働き掛け

定期的な立入指導や毎年の産業廃棄物処分実績報告などの様々な機会を活用して、廃プラスチック類の再資源化や電子マニフェストの利用促進などに関し、(一社)京都府産業廃棄物3R支援センターや(公財)日本産業廃棄物処理振興センターなどが実施するセミナーや補助金制度等の支援事業など処理業者に有益な情報を提供する。

また、(公社)産業資源循環協会と連携し、処理業者に対し業務継続計画(BCP)の策定を促すための支援策を検討し、実施する。

【令和4年度の取組】

- 処理業者からの定期報告の徴取(内容の拡充) <改善> 1-2 1-3 1-9
- 立入指導等の機会を活用した各種情報提供の充実 <改善> 1-2 1-3 1-9
- 処理業者におけるBCPの策定に係る支援 <新規> 2-4

(2) 処理業に関する環境整備

少量排出事業場における分別及びリサイクルを進めるため、効率的な収集運搬の在り方について、引き続き制度の検討を行う。

【令和4年度の取組】

- 相積み回収の検討 <継続> 1-6

3 市民に対する取組

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行う。

【令和4年度の取組】

- さんぱい施設見学会(エコバスツアー)の実施 <継続> 3-2
- (公社)京都府産業資源循環協会と連携した市民向け啓発 <継続> 3-2

	さんばい施設見学会 (エコバスツアー)	(公社) 京都府産業資源循環協会 と連携した市民向け啓発
令和元年度	3回 (7～8月。延べ87名参加)	環境フォーラムきょうと (中止)
令和2年度	(中止)	産廃クイズサイトの開設 (令和3年3月～)
令和3年度	(中止)	小学生向け啓発動画の作成 (令和4年3月公開予定)
令和4年度 (計画)	2回 (実施方法は検討中)	(検討中)

プラスチックの資源循環に係る本市の取組の体系図（令和４年度）

資料 3

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の枠組み			本市の取組
段階	基本方針	具体的な内容	
設計・製造	プラスチック製品の環境配慮設計への転換	プラスチック製品の製造の段階で、廃プラスチックの再資源化に資する環境配慮設計の採用を促進させる仕組みを構築する。 ◇ 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合する製品であることを認定する仕組みを創設 ◇ 認定製品を国が率先して調達するとともに（グリーン購入法上の配慮）、製造における再生材の利用に係る設備の導入を支援	◆ 廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導の実施 ◆ 製造業向けアンケートの実施
販売・提供	ワンウェイプラチックの使用の合理化	コンビニ等での消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるワンウェイプラスチック製品（スプーン、フォーク等）を削減するため、提供事業者（小売、サービス事業者等）に対し、消費者へのポイント還元や代替素材への転換など使用の合理化を求める措置を講じる。 ◇ ワンウェイプラチックの提供事業者が取り組むべき判断基準を策定 ◇ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラチックを多く提供する事業者に対する勧告、公表、命令の措置	◆ 使い捨てプラスチックの削減 （しまつのこころ条例に基づく取組の継続・強化） ◆ マイボトルの利用促進 （市内各所への給水機等の設置促進）
排出・回収・リサイクル	廃プラスチックの分別収集，自主回収，再資源化	市区町村の分別収集・再商品化 ◇ 市町村が実施するプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用した再商品化	◆ プラスチック製品の分別回収の実施 （令和５年４月から開始予定）
		製造・販売事業者等による自主回収，再資源化 ◇ 使用済みプラスチックの回収について，製造事業者等の計画を国が認定することで，廃棄物処理法上の処理業の許可を不要とする特例を創設	◆ 市内のセブン・イレブン店舗へのペットボトル回収機の設置
		排出事業者の排出抑制・再資源化 ◇ 排出事業者が取り組むべき排出抑制や再資源化などの基準を策定 ◇ プラスチックを多く排出する事業者に対する主務大臣による指導，助言，勧告，公表，命令の措置 ◇ 再資源化について，排出事業者等の計画を国が認定することで，廃棄物処理法上の処理業の許可を不要とする特例を創設	◆ 廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導の実施 ◆ 廃プラスチック類の排出抑制，再資源化等に向けた指導及び啓発 ◆ 産廃チェック制度の改善（プラスチック資源循環シート） ◆ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 ◆ 排出事業者向け総合ポータルサイトの構築 ◆ 製造業向けアンケートの実施 ◆ 本市の啓発物品におけるプラスチック製品の削減

第1 産業廃棄物処理に係る本市の現状

○本市では、第3次京都市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）の施策に取り組んだ結果、事業者による発生抑制等が着実に進捗した。

	平成20年度	平成30年度
発生量	2,718千トン	1,970千トン (約27.5%減)
埋立 処分量	116千トン	87千トン (約25.5%減)

また、廃プラスチック類（+11.9%）や木くず（+7.2%）等の再生利用率が、向上している。

第1 産業廃棄物に関する国の施策

○国の第四次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成30年6月）
徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築、循環分野における基盤整備（技術開発等）などの方向性が示され、国以外の主体に対しても、様々な取組の推進が求められている。

○国のプラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）

リデュース（使い捨てプラスチックの使用削減等）、リユース・リサイクル（プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする等）の3Rに加え、リニューアブル（バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の導入等）を基本原則として、重点戦略とマイルストーンが定められている。

指針策定の背景

第2 産業廃棄物に係る課題

- ★外国政府による輸入規制やパーゼル条約附属書の改正及び改正パーゼル法・省令の施行に伴うプラスチックの国内での滞留
（国外では有価で買い取られていたものが、国内では処理費用が必要なため廃棄物として処理代金を支払って処理）
- 全国における最終処分場の残余状況
（全国の残余年数：16.4年（平成30年4月1日現在））
- 産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）とのニーズの違いによる3Rの伸び悩み
（処理費用を抑えたい排出事業者と適正な料金でリサイクルしたい処理業者との間における思惑の不一致）

排出抑制・リサイクル
の更なる推進

- 産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理の発生
- ★大規模な災害等の発生時の産業廃棄物処理体制の確保
（台風等による災害廃棄物の発生、新型コロナウイルスの感染拡大による廃棄物処理の停滞リスク）

適正かつ安定的な
処理の確保

- 産業廃棄物処理業に対する市民イメージの促進
（廃棄物を取り扱うことに対するイメージの向上）
- 社会に必要な施設である産業廃棄物処理施設に対する市民的理解

産業廃棄物処理業者の
地域社会との共生

★・・・近年新たに課題となっている事項

新たな指針の策定等

【第3 新たな指針の策定】

本市は、産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）が融合して3Rの取組を行えるよう支援するとともに、引き続き、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の不適正な処理をしっかりと取り締まっていく必要がある。
⇒ 事業者による産業廃棄物の3Rと適正処理を効果的に推進していくため、産業廃棄物の処理に関する課題に対して、国などの施策を踏まえつつ、本市が行う取組の基本的な方向性を示した指針を策定

【第4 基本的考え方】

「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現も見据え、産業廃棄物の適正かつ安定的な処理の確保と、処理業者の地域社会との共生の実現を図りつつ、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、更なる資源の循環を図ることにより、廃棄物の発生を少なくしつつ、循環資源による新たな価値を生み出し、経済成長と地球環境への負荷の削減との両立が図られた持続可能な循環型社会を目指す。

処理指導

【第5 処理指導の方向性】

基本的考え方に基づき、3つの指針を定め、具体的な処理指導に取り組む。

→詳細は裏面参照

見直し

【第6 その他】

おおむね5年ごとに実施している産業廃棄物実態調査の結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて指針の内容を見直し

指針1 排出抑制・リサイクルの更なる推進

- 1 持続可能な製品等の利用促進による廃プラスチック類等の排出抑制**
⇒事業者に対して、使い捨てプラスチックの使用を削減することのほか、設計段階において長期間の使用、修理等がしやすい設計とすることについての働きかけ
⇒製品の再使用を促すビジネスモデル、モノ・サービスの共有を図るシェアリングサービス等を促進
⇒市民に対して、エコ消費やグリーン購入を促すことで、製品やサービスにおける事業者の行動を変革
- 2 国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進**
⇒良質なプラスチックを素材レベルにまで分別し、マテリアルリサイクル（原料として再利用するリサイクル）に誘導
- 3 マテリアルリサイクル等が困難で単純焼却されている廃プラスチック類等のエネルギーとしての活用の促進**
⇒排出抑制・マテリアルリサイクル等が困難なため、焼却せざるを得ない廃プラスチック類等について、当面の間は、エネルギーとしての活用を啓発し、単純焼却される廃プラスチック類等を減らし、二酸化炭素排出量の削減に貢献
- 4 公共工事におけるリサイクルの「質」の向上**
⇒本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底
⇒より質の高いリサイクルを目指すため、再生資材としての利用状況等を把握
⇒建設汚泥の現場内利用や工事間利用の推進に向けて検討
- 5 新たなリサイクル処理技術を活用した下水汚泥のリサイクルの推進**
⇒下水処理に伴う汚泥の一部について「低温炭化燃料化技術」で固形燃料化し、石炭の代替燃料としてリサイクルする取組をサポート
- 6 少量排出事業所における分別・リサイクルの推進**
⇒産業廃棄物の排出量が少ない複数の事業所の産業廃棄物について、収集運搬コストの低減化を図れる仕組みを検討
⇒本市クリーンセンターにおける検査及び排出事業者への啓発・指導のあり方について検討
- 7 新素材のリサイクルの推進**
⇒公益社団法人産業資源循環協会等と連携して情報を収集し、排出事業者に情報提供
⇒国に対し、リサイクル処理技術の推進について働きかけ
- 8 排出事業者による排出抑制・リサイクルに係る優れた取組に対するインセンティブの付与**
⇒高度な3Rの取組（産業廃棄物のゼロエミッションなど）を顕彰する仕組みを構築
⇒排出事業者の優れた取組事例を紹介
- 9 ICT化による産業廃棄物の処理の効率化及び高度化の推進（電子マニフェストの利用促進等）**
⇒電子マニフェストの利用や産業廃棄物の処理契約の電子化を促進するなど、産業廃棄物の処理のICT化を誘導する施策を推進
- 10 排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぐ仕組みの構築**
⇒京都府等と連携し、排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぎ、両者の協働を推進する取組を検討
⇒排出事業者の適正処理及びリサイクルの推進等に資する情報発信を充実

指針2 適正かつ安定的な処理の確保

- 1 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導**
⇒発生の防止のため、パトロールのほか、監視カメラなどのデジタル機器も駆使しながら、警察など他の関係機関とも連携し、徹底して監視
⇒発生事案に対し、全量撤去に向けて指導を行うとともに、悪質性の高い事業者には厳正・迅速に対応
- 2 有害廃棄物（PCB廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等）の適正処理の確保**
⇒有害廃棄物が適正処理されるよう、事業者に対し指導
- 3 災害時の廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化**
⇒産業廃棄物の処理に関する処理業者のノウハウを活用しながら、災害時の廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、人材や資機材の面における協力支援体制を強化
- 4 産業廃棄物処理業者によるBCP（業務継続計画）の策定の推進**
⇒大規模な災害や感染症への対応策をまとめた業務継続計画をあらかじめ策定するよう働きかけるとともに、策定を促進する取組を実施

指針3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

- 1 処理業者の地域活動への参加の促進**
⇒地域の清掃活動や行事への参加、産業廃棄物処理施設の見学者の受け入れ等の処理業者による優良な取組事例を本市が紹介し、これらの取組を他の産業廃棄物処理業者にも拡大
- 2 産業廃棄物処理業に対するイメージの向上**
⇒産業廃棄物処理業が果たす社会的役割等について、より分かりやすく、広く市民に啓発するための手法について検討を進め、より効果的に啓発
⇒処理業者の労働安全衛生に関する取組を促進し、業界に対するイメージを向上

その他

- 1 本市の取組に対する点検・意見聴取**
⇒産業廃棄物の資源循環の推進を図る新たな取組を効果的に実施していくため、京都市産業廃棄物資源循環推進会議を設置し、本市の取組状況について定期的な報告と点検を実施
また、循環型社会の構築に向けた本市の取組に対する意見を聴取
- 2 事業系一般廃棄物の施策との連携**
⇒産業廃棄物を排出する事業者は、紙くず、木くず等の事業系一般廃棄物も排出することから、本市の事業系一般廃棄物の施策ともしっかり連携し、指導を実施

（参考） 指針に掲げる取組の進展を測る指標について

本指針に盛り込まないが、事業者による産業廃棄物の3Rや適正処理の取組の進展の状況を把握し、本市の指導等にいかすため、以下の指標を設定する。

1 産業廃棄物の埋立処分の削減量

平成30年度（実績）	令和10年度（指標）
87千トン	76千トン

※ 関連する取組・・・指針1-1～8

2 産業廃棄物の再生利用率

	平成30年度（実績）	令和10年度（指標）
汚泥	4.4%（81.6%）※	5.1%（95%）※
がれき類	96.4%	98%
廃プラスチック類	78.6%	92%
木くず	93.7%	95%

※ 汚泥は水分を多く含んでおり、（ ）内は水分を除いた場合の再生利用率である。

※ 関連する取組・・・指針1-2～8, 10

3 産業廃棄物の不法投棄

徹底した監視により不法投棄の発生が未然に防止されるとともに、仮に、不法投棄が発生した場合も、迅速な対応により生活環境の保全が図られている状態を維持する。

※ 関連する取組・・・指針2-1

京都市産業廃棄物処理指導指針

令和 3 年 3 月 策定

第 1 本市の現状と国の施策

1 本市の現状

事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、家庭などから出る一般廃棄物と異なり、市町村の区域を越えた広域的な処理が可能であることから、処理の基準などが国の法律や計画で全国一律で定められています。

本市では、それらの内容を踏まえ、策定義務はないものの、本市の実情を勘案して、市内の事業者を効果的に指導していくため、第3次京都市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルに取り組んできました。

こうした取組などにより、産業廃棄物の発生量は、平成20年度の271.8万トンから平成30年度には197.0万トンとなり、10年間で約27.5%減少するとともに、産業廃棄物の埋立処分量についても、平成20年度の11.6万トンから平成30年度には8.7万トンと、10年間で約25.5%減少したほか、産業廃棄物の品目別の再生利用率の向上（※）など、事業者による取組が着実に進捗しています。

※ 発生量の多い上位5品目の再生利用率

	発生量 (H30 年度)	再生利用率	対 H20 年度比
汚泥	1,095 千トン	4.4% (81.6%)	+3.4%
がれき類	514 千トン	96.4%	▲2.4%
廃プラスチック類	106 千トン	78.6%	+11.9%
木くず	50 千トン	93.7%	+7.2%
金属くず	43 千トン	96.4%	+10.1%

※ 汚泥は水分を多く含んでおり、（ ）内は水分を除いた場合の再生利用率である。

※ がれき類の再生利用率の低下は、発生量の減少に伴い、再生利用が困難な石綿を含有するがれき類の相対的割合が増加したことによるものと考えられる。

2 国の施策

近年の産業廃棄物の処理に関する施策に関しては、国において、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました（平成30年6月）。その後、当該計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である「プラスチック資源循環戦略」が策定されています（令和元年5月）。また、本戦略を具体化するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組

を促進するための措置を講じる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が国会において審議されています（令和３年３月）。

（１）国の第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、これまでの取組を踏まえ、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築、循環分野における基盤整備（技術開発、最新技術の活用と対応等）などをはじめ、７つの方向性が示され、国以外の主体に対しても、独自の発想や工夫を加え、循環型社会の形成に向けた様々な取組を推進することが求められています。

（２）国のプラスチック資源循環戦略の策定

国のプラスチック資源循環戦略では、リデュース（使い捨てプラスチックの使用削減等）、リユース・リサイクル（プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする等）の３Ｒに加え、リニューアブル（バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の導入等）を基本原則として、重点戦略とマイルストーンが定められています。

第２ 産業廃棄物に係る課題

第３次京都市産業廃棄物処理指導計画の計画期間が満了する令和２年度においても、従来から継続する産業廃棄物に関する課題（下記１（２）及び（３）、２（１）並びに３）に加え、新たな課題（下記１（１）及び２（２））が生じており、引き続き、これらの課題に対応していく必要があります。

１ 排出抑制・リサイクルの更なる推進

- （１）外国政府による輸入規制やバーゼル条約の附属書改正（※）及び改正バーゼル法・省令の施行に伴うプラスチックの国内での滞留（国外では有価で買い取られていたものが、国内では処理費用が必要なため廃棄物として処理代金を支払って処理）
- （２）全国における最終処分場の残余状況（全国の残余年数：１６．４年（平成３０年４月１日現在））
- （３）産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）とのニーズの違いによる３Ｒの伸び悩み（処理費用を抑えたい排出事業者と適正な料金でリサイクルしたい処理業者との間における思惑の不一致）

2 適正かつ安定的な処理の確保

- (1) 産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理の発生
- (2) 大規模な災害等の発生時の産業廃棄物処理体制の確保（台風等による災害廃棄物の発生，新型コロナウイルスの感染拡大による廃棄物処理の停滞リスク）

3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

- (1) 産業廃棄物処理業に対する市民イメージの促進（廃棄物を取り扱うことに対するイメージの向上）
- (2) 社会に必要な施設である産業廃棄物処理施設に対する市民的理解

※ バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）とは、一定の廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みなどを規定した条約をいう。令和元年5月の同条約の附属書改正及び令和3年1月の改正バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）・省令の施行に伴い、国内の廃プラスチック類の輸出について、一部を除き、事前に輸出相手国の同意を要することとなった。

第3 新たな指針の策定

- 1 事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、排出事業者自らの責任により、3R（発生抑制、再使用及び再生利用）に努めたうえで、適正処理しなければなりません。これらの再生利用等や適正処理については、排出事業者だけでは限界があり、多くの場合、専門知識やノウハウを有する処理業者が排出事業者の委託を受けて行っています。

本市としては、産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）が融合して3Rの取組を行えるよう支援するとともに、廃棄物処理法に基づき、引き続き、産業廃棄物の不適正な処理をしっかりと取り締まらなければなりません。

- 2 このような本市の役割を果たすため、産業廃棄物の処理に関する課題に対して、国の施策を踏まえつつ、本市が行う取組の基本的な方向性を示し、また、社会情勢の変化に柔軟に対応して、適切な指導を行えるよう指針を策定することとしました。

第4 基本的考え方

現代においては、世界レベルでの人間の社会経済活動の増大により、地球環境へ大きな負荷をかけ、気候変動問題、海洋プラスチックごみ汚染、生物

多様性の損失などの様々な形で地球環境への危機がもたらされています。

このような危機に直面し、今を生きる私たちが、自らの世代の生活の質の向上や経済発展を図りつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、現在の経済・社会システムや日常生活を見直し、環境、経済、社会を統合的に向上させていくことが必要です。

本市では、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ（※1）」を目指し、従来の延長に留まらない地球温暖化対策に取り組むこととしており、産業廃棄物の分野においては、サーキュラー・エコノミー（循環経済（※2））の考えに基づき、限りある資源をできるだけ活用するとともに、資源の性質に応じて循環利用すること等を通じて、二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた取組を行うことが重要になります。また、産業廃棄物の資源としての循環利用は、不法投棄や不適正処理に至らないようにすることにもつながります。

資源の循環に当たっては、資源を活用してモノを作り出す動脈産業（※3）と、不要となったモノを資源に再生する静脈産業（※4）がこれまで以上に融合し、それぞれの英知をいかして、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに取り組んでいくことが必要です。

加えて、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルを更に推進していくためには、災害などの非常事態においても産業廃棄物が適切かつ安定的に処理されるとともに、処理業者が地域社会と共生しながらその社会的役割を果たすことができることが必要です。

本市では、産業廃棄物の適正かつ安定的な処理の確保と、処理業者の地域社会との共生の実現を図りつつ、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、更なる資源の循環を図ることにより、廃棄物の発生を少なくしつつ、循環資源による新たな価値を生み出し、経済成長と地球環境への負荷の削減との両立が図られた持続可能な循環型社会を目指します。

※1 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロとは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。

※2 サーキュラー・エコノミー（循環経済）とは、資源の採取から生産・消費・廃棄という一方通行の線形経済（リニア・エコノミー）に代えて、資源を循環させることにより、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済をいう。

※3 動脈産業とは、天然資源を採取・加工し、製品を製造・流通・販売する産業をいう

※4 静脈産業とは、生産・消費活動から排出・廃棄される不要物を回収し、再生利用したり、適正に処分したりする産業をいう。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「SDGs」では、「誰一人取り残さない」を合言葉に人権、格差是正、教育、環境、平和など、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す17の普遍的なゴール(目標)と、169のターゲット(達成基準)の実現に向けて、各国政府だけでなく、地方公共団体や企業等の主体的な取組が求められています。

持続可能な循環型社会を目指す産業廃棄物処理指導指針はSDGsの理念とも合致するため、各方向性にそれぞれ関連する目標を記載しています。



第5 処理指導の方向性

指針1

排出抑制・リサイクルの更なる推進



具体的な処理指導の方針

1 持続可能な製品等の利用促進による廃プラスチック類等の排出抑制

(現状) プラスチックは、その有用性から、様々な製品やサービスにおいて、使い捨てのものを含め、多く利用されている一方で、海洋プラスチックによる環境汚染や焼却による温室効果ガスの発生が問題となっています。また、その他の産業廃棄物についても、環境への負荷を低減するため、更なる排出抑制に努める必要があります。

(今後の取組) プラスチックごみをはじめとする産業廃棄物の排出抑制を図るため、事業者に対して、使い捨てプラスチックの使用を削減することのほか、製品等の設計段階において、長期間の使用、再使用、修理、リサイクル等がしやすい設計にすることを働き掛けます。

また、製品の点検、修繕、交換等により長く大切に使用するビジネスモデルやフリーマーケットアプリなど製品の再使用を促すビジネスモデル、モノ・サービスの共有を図るシェアリングサービス等を促進します。

さらに、市民に対して、エシカル消費(※1)やグリーン購入(※2)を促すことで、製品やサービスにおける事業者の行動の変革につなげます。

※1 エシカル消費とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活

動を行うことをいう。

※2 グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいう。

2 国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進

(現状) 平成29年末以降の外国政府による使用済みプラスチック類等の輸入禁止措置や令和元年のバーゼル条約の附属書改正及び令和3年の改正バーゼル法・省令の施行により、これまでアジア諸国の事業者には有価で買い取られていた使用済みプラスチックについて、国内では処理費用が必要なため、処理業者が処理代金を徴収して産業廃棄物(廃プラスチック類)として処理しています。

(今後の取組) 国外で有価で売却できていたプラスチックを廃棄物化させないように、分別することにインセンティブが働きやすい有価で売却可能な良質なプラスチックについて、素材レベルにまで分別し、マテリアルリサイクル(原料として再利用するリサイクル)をするよう誘導することにより、可能な限りリサイクルの高度化(マテリアルリサイクル化)を推進します。

3 マテリアルリサイクル等が困難で単純焼却されている廃プラスチック類等のエネルギーとしての活用の促進

(現状) 廃プラスチック類等の中には、マテリアルリサイクル等が困難なためリサイクルされずに単純焼却されているものもあります。

(今後の取組) 上記1の排出抑制及び上記2のマテリアルリサイクル等に取り組んでもなおそれらの処理が困難で、焼却せざるを得ない廃プラスチック類等について、当面の間は、エネルギーとしての活用を啓発し、石炭等の化石燃料の使用量を削減するとともに、単純焼却される廃プラスチック類等を減らし、二酸化炭素排出量の削減に貢献します。

4 公共工事におけるリサイクルの「質」の向上

(現状) 公共工事においては、非常に高い割合で、建設廃棄物は再資源化施設に搬入されていますが、その後の再生資材としての利用状況までは把握されていません。また、建設汚泥については、現場内利用や工事間利用の事例が限られています。

(今後の取組) 公共工事関係部署と連携し、本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底するとともに、再生資材としての利用状況等を把握し、より質の高いリ

サイクルを目指します。また、建設汚泥について、現場内利用や工事間利用の推進に向けた検討を行います。

5 新たなリサイクル処理技術を活用した下水汚泥のリサイクルの推進

(現状) 市内の産業廃棄物の排出量の5割強を占める下水処理に伴う汚泥については、近隣にリサイクル施設が少なく、リサイクル費用も高額であることから、埋立処分量が多くなっています。

(今後の取組) 下水処理に伴う汚泥の一部について、「低温炭化燃料化技術」という新たな処理技術を用いて固形燃料化し、石炭の代替燃料としてリサイクルする本市上下水道局の取組をサポートすることにより、下水汚泥の有効利用及び埋立処分量の削減を推進します。

6 少量排出事業所における分別・リサイクルの推進

(現状) 産業廃棄物の処理料金は、一般廃棄物に比べて一般に高額であるため、産業廃棄物の排出量が少ない事業所においては、一般廃棄物との分別やリサイクルがなかなか進んでいません。

(今後の取組) 産業廃棄物の排出量が少ない複数の事業所から排出される産業廃棄物について、収集運搬コストの低減化が図れる仕組みを検討することにより、産業廃棄物の分別・リサイクルの推進を図ります。また、本市クリーンセンターにおける検査及び排出事業者への啓発・指導のあり方について検討します。

7 新素材のリサイクルの推進

(現状) 太陽光パネル等をはじめとする新素材については、廃棄物となった場合のリサイクル処理技術が十分に確立されていないものがあります。

(今後の取組) 新素材のリサイクルの方法等について、適正処理及び3Rの観点から、公益社団法人京都府産業資源循環協会等と連携して情報を収集し、排出事業者提供します。また、国に対し、リサイクル処理技術の推進について働き掛けを行います。

8 排出事業者による排出抑制・リサイクルに係る優れた取組に対するインセンティブの付与

(現状) 排出事業者による産業廃棄物の3Rや適正処理の取組にインセンティブを与えるために実施してきた産廃チェック制度については、対象者を広げて制度を利用しやすいようにしているため、認証を受けた排出事業者の取組には、高度な取組から一般的な取組までが混在しており、より高度な取組に対するインセンティブが

働きにくい課題があります。

(今後の取組) より高度な3Rの取組(産業廃棄物のゼロエミッションなど)を顕彰する仕組みを構築することにより、排出事業者の取組への意欲を増進させ、排出抑制・リサイクルの高度化を推進するとともに、優れた取組事例を紹介することで、他の排出事業者にも取組を広げます。

9 ICT化による産業廃棄物の処理の効率化及び高度化の推進(電子マニフェストの利用促進等)

(現状) 産業廃棄物の処理業界においても人員不足を克服するための一つの方策としてICTを活用し、産業廃棄物の処理の効率化を図ることや、より資源循環に資する処理方法への転換を図るため、ICTによる産業廃棄物の処理の見える化を図ること等が求められています。また、新型コロナウイルスの感染拡大など、人との接触が制限される局面においては、ICTの積極的な活用により問題が解決できる場合があります。

(今後の取組) 電子マニフェストの利用や産業廃棄物の処理契約の電子化を促進するなど、産業廃棄物の処理のICT化を誘導する施策を推進します。

10 排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぐ仕組みの構築

(現状) 産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際、個々の産業廃棄物処理業者に直接問い合わせる等により、優良な産業廃棄物処理業者等を探していますが、手間がかかったり、産業廃棄物処理業者等の3Rの取組内容の比較が困難であるなどの課題があります。また、更なる3Rの推進のためには、排出事業者と産業廃棄物処理業者等が、協働して分別の徹底や技術開発に取り組むことも必要です。

(今後の取組) 京都府、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター及び公益社団法人京都府産業資源循環協会と連携し、排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぎ、両者の協働を推進する取組を検討します。

併せて、排出事業者の適正処理及びリサイクルの推進等に資する情報発信を更に充実させ、処理業者との連携につなげます。

指針 2

適正かつ安定的な処理の確保



具体的な処理指導の方針

1 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導

(現状) 産業廃棄物の不法投棄については、大幅に減少しているものの依然として発生しており、不法投棄を起こさせないための取組が求められています。

(今後の取組) 不法投棄等の発生を防止するため、パトロールのほか、監視カメラなどのデジタル機器も駆使しながら、警察などの他の関係機関とも連携し、徹底した監視を行います。また、発生した不法投棄に対しては、全量撤去に向けて指導を行うとともに、悪質性の高い事業者には厳正・迅速に対応します。

2 有害廃棄物（PCB廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等）の適正処理の確保

(現状) PCB、水銀、アスベストなど、その利便性から過去に様々な製品に利用され、その後に有害なものであることが判明した化学物質については、製品を廃棄する際に、人の身体等に影響を与えないよう法律に基づき適正に処理される必要があります。

(今後の取組) いわば負の遺産となった有害廃棄物が適正に処理されるよう、引き続き、事業者に対して指導を行います。

3 災害時の廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化

(現状) 近年、台風、地震などの大規模な災害が増加しています。災害時には、平常時とは異なる様々な対応が求められ、本市単独では、人的にも物的にも十分な体制を確保することが困難になることが想定されます。また、災害による家屋の倒壊により生じる廃棄物は一般廃棄物ですが、平常時は同種の廃棄物を家屋の解体に伴う産業廃棄物として、処理業者が処理していることから、当該廃棄物の処理に関するノウハウを有する産業廃棄物の処理業者との協力が不可欠です。

(今後の取組) 引き続き、産業廃棄物の処理業者が加入する公益社団法人京都府産業資源循環協会と連携し(※)、産業廃棄物の処理に関する処理業者のノウハウを活用しながら、災害時の廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、人材や資機材の面における協力支援体制を強化します。

※ 災害廃棄物の処理については、平成23年4月28日「災害時における応急対策活動に関する協定書」に基づき、同協会会員の産業廃棄物処理業者により撤去、収集運搬、処分等を実施する体制を確保している。

4 産業廃棄物処理業者によるBCP（業務継続計画）の策定の推進

（現状）近年、大規模災害による産業廃棄物処理施設の被災や新型コロナウイルス感染症など社会経済活動を停止させる規模の感染症の拡大等により、産業廃棄物処理業者の業務を停滞させるリスクが増大しています。

（今後の取組）産業廃棄物の処理は、事業者の経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、産業廃棄物処理業者が事業を継続することが求められることから、市内の産業廃棄物処理業者に対し、大規模な災害や感染症への対応策をまとめた業務継続計画をあらかじめ策定しておくよう働き掛けるとともに、策定を促進する取組を行います。

指針3

産業廃棄物処理業者の地域社会との共生



具体的な処理指導の方針

1 処理業者の地域活動への参加の促進

（現状）産業廃棄物処理業は、我が国の社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが、循環型社会の構築を進める上で重要ですが、産業廃棄物処理施設の立地に当たっては、周辺の住民との間でトラブルが生じるケースがあります。

（今後の取組）一部の処理業者が行っているような、地域の清掃活動や行事への参加、産業廃棄物処理施設の見学者の受入れ等の優良な取組事例を本市が紹介することにより、これらの取組を他の産業廃棄物処理業者にも広げ、地域社会との共生につなげます。

2 産業廃棄物処理業に対するイメージの向上

（現状）産業廃棄物処理施設は、生活環境の保全及び地球環境への負荷の削減を図り、本市の産業、経済及び市民生活が持続可能となるために欠くことができない施設として確保される必要があります。これまで、総合的な環境学習の場である「環境フォーラムき

ようと」や産業廃棄物処理施設の見学会の開催を通じて、産業廃棄物処理業に対するイメージの向上や市民の意識の高揚に努めてきましたが、市民へ更に浸透させていく必要があります。

（今後の取組）産業廃棄物処理業が果たす社会的な役割等について、より分かりやすく、広く市民に啓発するための手法について検討を進め、より効果的に啓発を行います。

また、公益社団法人京都府産業資源循環協会と連携し、処理業者の労働安全衛生に関する取組を促進することで、業界に対するイメージの向上を図ります。

第6 その他

1 本市の取組に対する点検・意見聴取

サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、産業廃棄物の資源循環の推進を図る新たな取組を効果的に実施していくため、学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政で構成する京都市産業廃棄物資源循環推進会議を設置し、本市の取組状況について定期的な報告を行い、点検いただくとともに、循環型社会の構築に向けた本市の取組に対する意見を聴取することとします。

2 事業系一般廃棄物の施策との連携

産業廃棄物を排出する事業者は、その事業活動の中で、紙くず、木くず等の事業系一般廃棄物も排出する場合がほとんどであることから、事業系一般廃棄物の施策ともしっかりと連携を図りながら、指導を進めます。

3 見直し

おおむね5年ごとに実施している産業廃棄物実態調査の結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて指針の内容を見直します。